

静岡市規則第37号

静岡市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例等施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年3月25日

静岡市長

難波 喬司

静岡市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例等施行規則の一部を改正する規則

静岡市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例等施行規則（平成18年静岡市規則第179号）の一部を次のように改正する。

第27条を次のように改める。

第27条 削除

第28条の見出しを「(指定障害福祉サービス事業の再開等の届出)」に改め、同条中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とする。

第30条中「告示すること」を「インターネットの利用その他の適切な方法」に改める。

様式第28号及び様式第28号の2を次のように改める。

様式第28号 削除

様式第28号の2 削除

様式第34号の1を様式第34号その1とし、様式第34号の2を様式第34号その2とし、様式第34号の3を様式第34号その3とし、様式第34号の4を様式第34号その4とし、様式第34号の5を様式第34号その5とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例等施行規則（以下「旧規則」という。）の様式（様式第34号の1から様式第34号の5までに限る。）により提出されている文書は、この規則による改正後の静岡市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例等施行規則の相当様式により提出された文書とみなす。

- 3 この規則の施行の際、現に旧規則の様式（様式第34号の1から様式第34号の5までに限る。）により作成されている用紙は、当分の間、これを調整して使用することができる。